

第4編 災害復旧・復興

第1章 復興体制

○ 基本方針

大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。

大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。

市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。

被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。

主な機関の設置

第1節 復興本部の設置等

第1 県

(1) 県復興本部の設置

本県において大規模災害が発生し、災害対策基本法に規定する「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」が設置され、かつ、県の目指す復興後の姿を明確に示し、復興に向けた施策を、全庁で一体的かつ迅速に推進する必要があると県災害対策本部長(知事)が判断した場合、県復興本部を設置する。

(2) 県復興本部の組織及び運営

本部の組織及び運営は、災害の発生後に、県災害対策本部において検討する。

(3) 本部会議の開催

本部長は、災害復興に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ本部会議を招集する。本部会議の構成は、本部長、副本部長及び本部長とする。ただし、必要に応じ、防災関係機関を出席させることができる。本部会議の運営については、災害情報センターがその事務を取り仕切る。

第2節 復興計画等の策定

第1 県(政策企画局)

(1) 県復興方針の策定

県は、県復興本部を設置したときは、被害の状況、被災地域の特性等を踏まえ、本県の目指す復興後の姿を明確に示すため、県復興方針を定める。

なお、県域内で「大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号。以下「復興法」という。)」第2条第1号に規定する「特定大規模災害」に指定される災害が発生した場合は、国が定める復興基本方針に則して、復興法第9条に基づく県復興方針を定めることと

なる。

(2) 県復興計画の策定

県は、県復興方針の実現を計画的に進める必要があるときは、復興計画を策定する。

第2 市における措置

(1) 市町村復興計画の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域をその区域とする市町村は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市町村復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第3節 職員の派遣要請

第1 県（人事局）における措置

(1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

知事は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

知事は、都道府県の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

知事は、内閣総理大臣に対し復興法第53条の規定による指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、知事は、内閣総理大臣に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第2 市における措置

(1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第2章 復旧・復興に関連する応急対応

○ 基本方針

大規模災害により、多数の者が生命・身体に危害を受け、又は住居、家財等が損壊して極度の混乱状態にある場合、災害救助法や被災者生活再建支援法などを適用し、人心の安定と社会秩序の保全、被災者の早期生活再建の支援を図るとともに、関係機関等と協力し民生の安定に努めるため、市税の減免、義援金の配分、各種貸付金・融資の支援及び保険などの支払いを受けるために必要となる、被害状況の調査及び罹災証明書等を早期に被災者に交付するものとする。

また、災害廃棄物の処理は、市街地の復旧復興や生活復興など様々な分野の復興事業の進捗に大きく影響するため、迅速な処理に努める。さらに、その処分に当たっては、大気汚染防止等に配慮し、可能な限りリサイクルを図るものとする。

なお、災害復旧・復興に当たっては、内閣府「復興対策マニュアル(H22.12)」等を参考とする。

第1節 被災状況等の把握

第1 罹災証明書等、復興のための調査

1 応急対応のための被害調査

(1) 建築物被害の概要調査

発災後、数日間に早急な調査を行い、被災者救助、仮設住宅必用戸数の推計、ライフライン復旧、復興計画の検討など、各種対応の参考となる被災地全体の被災状況の概要を把握する。

(2) 公共土木施設等の概要調査

各種応急対応計画の検討、応急復旧や二次災害の防止を図るため、道路・橋梁、河川・海岸施設、港湾、上下水道、通信、電力、都市ガス等の被害の概要を把握する。

(3) 人的被害の把握

義援金の配分や災害弔慰金・見舞金支給など、被災者や遺族の生活支援、又は復旧復興対策への反映を図るため、警察、消防、医療など関係機関からの情報、死亡届、火葬(埋葬)許可申請などにより、正確な人的被害を把握する。

また、警察等による遺体の検視、身元不明遺体の身元確認調査、行方不明者の調査が実施されるので留意するものとする。

(4) 利用可能空地の把握

各種の応急対応、復旧作業の基地、仮設住宅の建設、災害廃棄物処分の仮置き場など、公有地に限らず、私有地についても利用可能な空地を調査し、その確保に努める。

2 二次的災害の防止のための調査

被害の拡大や二次災害防止のため、被災建築物の応急危険度判定やアスベスト使用状況の調査、がけ崩れ・地すべり発生状況等の調査などにより、危険箇所等を把握し、避難の指示、立ち入り禁止措置など、危険性の周知、警戒避難体制の整備を行うとともに、健康や環境汚染など、健康被害の発生の防止に努める。

3 法制度適用に関する調査

(1) 災害救助法の適用

災害救助法関係は、第3編第2章「災害救助法の適用」を参照。

(2) 被災者生活再建支援法の適用

被災者生活再建支援法関係は、本編第3章第4節第3「被災者生活再建支援法」を参照。

(3) 各種公共施設等の災害復旧事業に関する調査

災害復旧事業に関する調査の詳細は、本編第4章第1節「公共土木施設等の復旧復興計画」を参照。

(4) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の適用

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の詳細は、本編第4章第2節「激甚災害の指定」を参照。

4 家屋被害の詳細調査

家屋被害の実態を把握して被災者への応急対策の参考資料とするとともに、罹災証明の発行の基礎資料とする。

5 暮らしに関する調査

緊急融資の需要把握と復興施策の検討、激甚法、天災融資法、中小企業信用保険法などの適用や関連事業の適用を受けるため、商工業、農林水産業の被害調査を実施する。

また、被災者の雇用を確保するため、雇用実態を正確に把握するとともに、当面の生活に困窮している被災世帯を把握することにより、適切な支援策を検討する。

また、住宅被災者の再建について適切な支援策や公営住宅の供給など事業計画の検討を行うため実施する。

第2 罹災証明書の交付

1 県（防災安全局）

(1) 市町村の支援

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行う。

なお、市から要請があった場合等必要に応じて、協定締結団体に対し、住家等の被害の程度の調査への応援協力を要請し、被災した市の調査体制の強化を図る。

(2) 説明会の実施、調査・判定方法の調整等

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。

また、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

2 市（総務部、市民環境部、渥美支所部）

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書、罹災届出証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者の罹災証明書、罹災届出証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住

家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、総務部(住家被害の調査)や市民環境部・渥美支所部(罹災証明書等の交付)は、都市建設部(応急危険度判定)と非常時の情報共有体制について、あらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実現できるよう努めるものとする。

3 証明の発行要領

(1) 証明発行に伴う調整

住家等被害状況調査の実施について、消防本部などと調整する。

(2) 発行体制の整備

罹災証明書等の発行は、市災害対策本部罹災証明班・赤羽根市民センター班・渥美支所班と調整し、発行準備を行うとともに、広報班と連携し、罹災証明書等の発行に関する広報を行う。

(3) 証明書の発行

田原市罹災証明書等交付要綱に基づき、罹災証明書、罹災届出証明書を発行する。

・罹災証明書

災害による住家の被害について、実地調査等によりその事実を市が確認できる場合に限り、その被害の程度について証明する。

・罹災届出証明書

災害により被害を受けた住家が確実な証拠によって立証できない場合若しくは被害の程度の判定を要しない場合又は住家以外の物件若しくは人的被害について、市長に届け出た事実を証明する。

(4) 住家被害状況の再調査

罹災証明書の内容について不服があり、被災者から再調査の申請があったときは、被災者等の立会いの下で家屋・住家被害状況の再調査を実施する。

(5) 再調査に基づく再発行

再調査の結果に基づき、罹災証明内容に変更が生じた場合は、罹災証明書を再発行する。

4 証明の範囲

法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

(1) 罹災証明書

ア 全壊

イ 大規模半壊

ウ 中規模半壊

エ 半壊

オ 準半壊

カ 準半壊に至らない(一部損壊)

(2) 罹災届出証明書

ア 被害を受けた住家が確実な証拠によって立証できない場合

イ 被害を受けた住家の程度の判定をしない場合

ウ 住家以外の物件

エ 人的被害

人的被害の区分は以下のとおりとする。

- ・死亡
- ・行方不明
- ・重傷
- ・軽傷

5 証明手数料

罹災証明書、罹災届出証明書の発行手数料は無料とする。

6 証明書の様式

証明書の様式は、別に定める。

7 独立行政法人都市再生機構における措置

国又は地方公共団体からの要請に基づき、その業務の遂行に支障のない範囲で、専門的な知識を有する職員を被災地に派遣するものとする。

第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施

第1 県（防災安全局、福祉局、保健医療局）における措置

(1) 市町村への被災者に関する情報の提供

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

(2) 市町村の支援

県は、必要に応じて、NPO・ボランティア関係団体等との連携の調整や保健師、社会福祉士等専門職員の派遣の調整、活用できる事業の周知等市町村が行う災害ケースマネジメントの取組を支援するよう努める。

第2 市（防災局、協力部）

(1) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(2) 災害ケースマネジメントの実施

市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。

取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。

第3節 災害廃棄物の処理（市民環境部）

第1 対象廃棄物

災害発生時に特別な処理を必要とする対象廃棄物は、次の災害廃棄物とする。

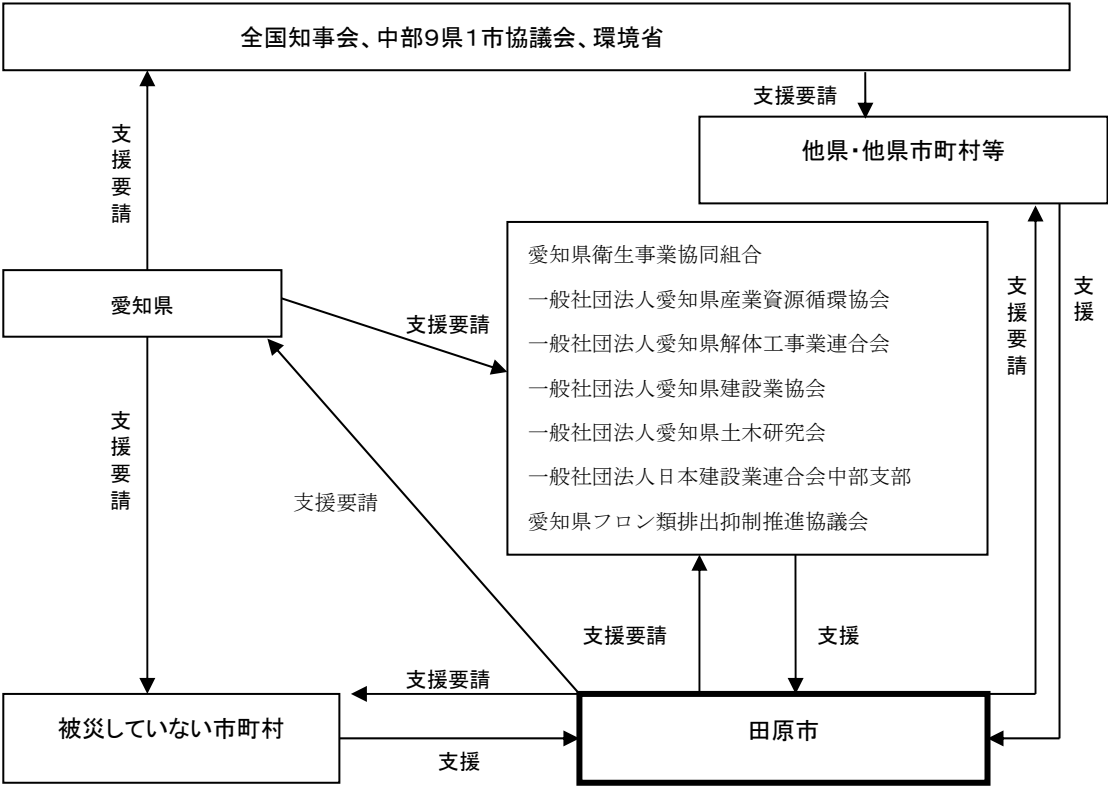
廃棄物の区分	種 類
がれき等	木くず、コンクリートがら、アスファルトくず、金属くず、可燃物、不燃物、廃家電、有害廃棄物、処理困難物
避難所ごみ	避難所などから発出される生活ごみ等
その他廃棄物	津波堆積物、腐敗性廃棄物、廃自動車、廃船舶

第2 対象業務

倒壊建物の解体は、その所有者が自己責任で実施することが原則であり、市は解体後のがれき等、災害廃棄物の収集、運搬、処分を実施する。

第3 災害時における相互協力体制

大規模災害時には、市だけでは業務ができなくなる可能性があるため、協定を締結している市町村や民間関係団体、防災関係機関への協力を要請するものとする。



ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

第4 がれき仮置場の必要面積

災害発生時の解体建物や漂流物などのがれき処理体制や処理計画を検討する上のがれき発生量は、約1,818,000 t(※)で、仮置場の必用面積は、801,500 m²(※)と想定する。

※「田原市南海トラフ地震被害予測調査（H27.3）」から抜粋

第5 排出計画

被災建築物や構造物の解体、除去に伴うがれきを次のとおり分別する。

【がれきの分別】

区 分	種 別	処理方法
木くず	柱、板	木屑として再利用可能なものは、できる限り再利用
金属くず	鉄筋、鉄骨、サッシ	金属くずとしてできる限り再利用
コンクリート	コンクリート塊	民間施設等で破砕し、できる限りリサイクル
可燃物	紙、畳、布団など	再利用可能なものは利用
不燃物	瓦、レンガ、ガラス、アスファルトなど	埋立処分場に埋立て
以上の分別後の混合廃棄物	その他	

【がれき以外の分別】

平常時の区分			被災地での区分	備考
収集 ごみ		もやせるごみ	可燃ごみ	
		こわすごみ	不燃ごみ	
		埋めるごみ	有害ごみ	
	資源 ごみ	紙 類	紙・布類	リサイクルできるものは、 仮置場にて可能な限り分別
		布 類	金属類	
		空 缶	ガラスびん	
		小物金属	ペットボトル	
		電化製品類	プラスチック容器等	
		発泡スチロール	廃家電	
		有害ごみ	上記の内、フロン回収物	
		ガラスびん	その他処理困難物	
		ペットボトル		
		プラマークごみ		
		白色トレイ		
	処理 不適 物	廃家電		
		上記の内、フロン回収物		
		その他処理困難物		

第6 収集・運搬計画

1 仮置場の設置

被災状況や中継機能を考慮し、被災者が排出する場所として指定する一次仮置場と、一時保管や分別など長期的な作業を行う二次仮置場に分けて設置する。

一次仮置場	道路、グラウンド、農地、空地、公園、公共施設の駐車場等、中間処理施設、最終処分場
二次仮置場	グラウンド、公共施設の駐車場、中間処理施設、最終処分場、臨海埋立地

2 収集・運搬

道路の損壊、建物倒壊による通行障害、緊急車両・緊急物資搬送車両の走行、被災者の避難等によって被災後の市内道路は大渋滞が懸念され、収集効率が低下することから、災害廃棄物の収集運搬を交通量の少ない夜間に行うことや、仮置場、最終処分場への搬入経路の指定などにより実施する。

第7 災害廃棄物処理の進行管理計画

災害発生後、災害廃棄物の処理は、次のように進行管理する。

	第 1 週	第 2 週	第 3 週	第 4 週	第 5 週	第 6 週	第 7 週	第 8 週	第 9 週
可燃ごみ	収 集 ・ 処 分								
不燃ごみ	収 集			処 分					
家電製品	収 集			分別 ・ 処分					
木くず	収 集			破 碎		処 分			
がれき	解 体 ・ 収 集								

第8 堆積物、災害廃棄物等の除去に関する事業

事業名	補助率	要件	根拠法令等	実施主体
災害廃棄物処理事業	1/2	○災害廃棄物の収集・運搬及び処分に関する事業 ○災害により便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に関する事業 ○特に必用と定めた仮設便所、避難所等のし尿の収集、運搬・処分に係る事業で災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの	廃棄物の処分及び清掃に関する法律、災害廃棄物処理事業費補助金交付要綱(環境省)	市町村等
環境衛生施設災害復旧事業	1/2	○被災した廃棄物処理施設(し尿処理施設、ごみ処理施設、埋立処分場等)の原形復旧等に関する事業	廃棄物処理施設災害復旧費国庫補助金(環境省)	市町村等
堆積土砂排除事業	国庫負担はブル計算方式で算定	○河川、道路、公園、魚場等施設で政令に定める区域内に堆積した政令で定める程度以上の多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等が堆積した場合	激甚法(農林水産省、国土交通省)	都道府県・市町村
		○公共施設区域外 ○市町村長が指定した場所に集積した堆積土砂	激甚法(農林水産省、国土交通省)	市町村
都市災害復旧事業	1/2	○市町村内の市街地での堆積土砂の総量が3万㎡以上、又は堆積土砂が一团をなして2千㎡以上、又は50m以内の間隔で連続する堆積土砂の量が2千㎡以上で市町村長が排除するもの	負担法、激甚法、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針(国土交通省)	市町村
湛水排除事業	9/10	○激甚災害の指定区域で土地改良区等が行う湛水排除 ○浸水面積が1週間以上にわたり30ha以上の区域で湛水排除量が30万㎡を超えるもの	激甚法(農林水産省、国土交通省)	土地改良区等
災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業	1/2	○洪水・台風等により海岸に漂着した流木等及び外国から海岸に漂着したものと想定される流木等が堆積し、堤防・離岸堤・砂浜等の海岸保全施設の機能を阻害する場合で、以下の要件を満たす場合で海岸保全区域内に漂着したもの ・堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜などの海岸保全施設の区域及びこれら施設から1km以内の区域に漂着したもの ・漂着量が1千㎡以上のもの	予算措置(国土交通省、農林水産省、水産庁)	海岸管理者

第3章 計画的復興の条件整備

○ 基本方針

各種対策が多岐にわたる復興計画の策定や各種復興事業を総合的、かつ、迅速に推進するため、関連部局で構成する庁内の復興対策に関する意思決定機関となる「復興本部」を設置する。

復興体制については、復興施策の実施主体となる復興本部の設置方法、及び復興本部と災害対策本部との関係、本市と国、県の役割分担、近隣市町村との連携、住民、事業所との役割分担などについて取り決め、復興の基本となる復興計画を速やかに策定する。

第1節 復興体制の構築

第1 復興本部の設置等（市）

（1）設置・廃止の時期

発災直後に設置する市災害対策本部の組織に、復興対策の準備を行う復興準備室を設置し、応急対策が一段落した段階で同準備室を本格的に復興対策に向けた復興本部事務局に移行し、かつ復興本部（災害対策本部とは別組織）を設置する。

また、同本部の廃止は、市長が復興及び市民生活の安定の確保が確実であると認めたときに廃止する。

（2）復興本部の組織

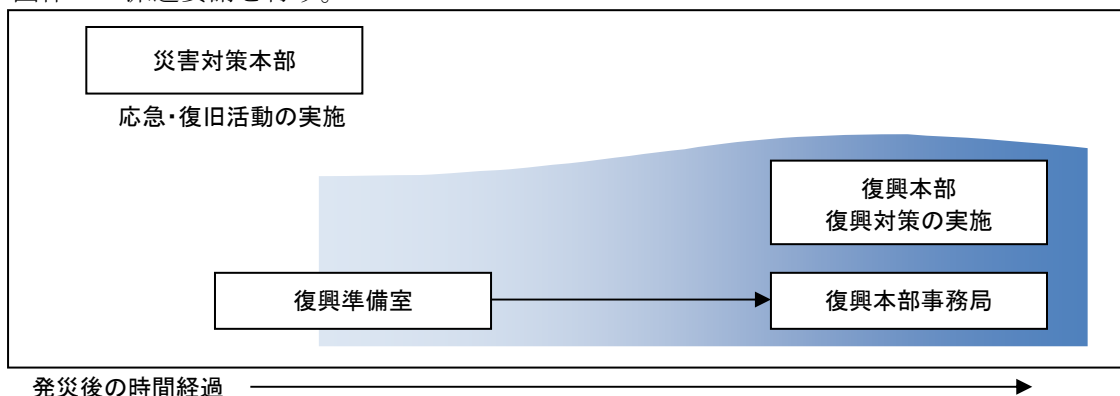
復興本部は、復興計画の策定や各分野の復興施策の実施主体となるため、本部長は市長とする。また、復興本部事務局は、各施策間の調整を図るために防災担当部署（防災対策課）と企画担当部署（企画課）が連携し担当する。

復興計画体制は、庁内組織を設置するとともに、復興関連分野の専門家が参画する審議会などを設置する。

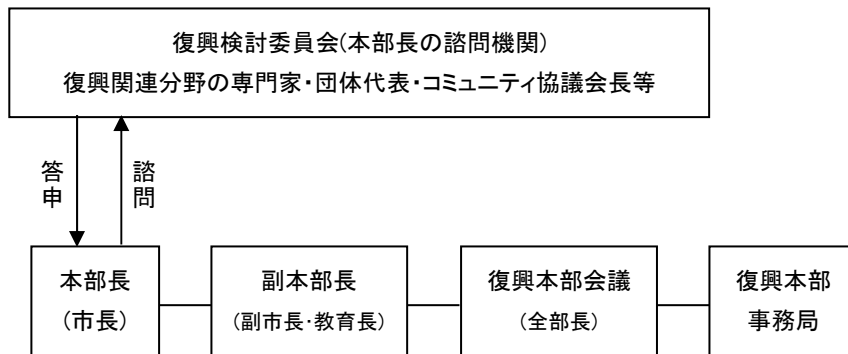
（3）復興本部会議の運営

復興本部会議は、本部長、副本部長、本部員を構成員とし、復興基本方針、復興計画の策定等の復興に係わる重要事項の審議、復興施策、事業の進行管理などを行う。

また、復旧・復興への取り組みの中で、特に人材不足も予想されることから、庁内から弾力的、集中的に職員を配置するとともに、必要に応じて臨時職員の雇用や他の地方公共団体への派遣要請を行う。



■復興本部



■復興本部の組織例

防災局、企画部、総務部、市民環境部、福祉部、こども健康部、農林水産部、
商工観光部、都市建設部、上下水道部、渥美支所、教育部、消防本部、議会事務局

第2節 復興計画の作成

第1 復興計画策定体制

復興計画の策定のための庁内組織を設置するとともに、復興関連分野の専門家が参画する委員会、また広域的な整合性を図るため、他の地方公共団体の復興計画との整合性を図るなどの対応を取るものとする。

また、被害規模に応じて、例えば、まちづくり、経済再建・地域振興、住宅・生活再建等、関係部課の担当者により構成する専門部会を設置し、個別課題に対する対策案を検討する。

第2 復興計画の作成

発災後に、復旧復興対策を迅速かつ効果的に実施していくため、その基本となる復興計画を速やかに策定する。その場合、市総合計画など既往の中長期計画との整合性を図り、市街地の復興と生活の復興を両輪と捉え、住民生活の復興を第一優先の目標とする。

(1) 復興計画の内容

- ア 復興に関する基本理念
- イ 復興の方向性
- ウ 復興の基本方針・目標
- エ 復興計画の目標年次
- オ 復興計画の対象地域
- カ 個々の復興施策の体系(被災市街地・都市基盤等の復興計画・被災者の生活再建支援計画・地域経済復興支援計画等)
- キ 復興施策や復興事業の事業推進方策
- ク 復興施策や復興事業の優先順位

第3節 震災復興都市計画の決定

市及び県は、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。（手続きの詳細は、「愛知県震災復興都市計画の手引き」を参照する。）。

第1 第一次建築制限

1 市における措置

- (1) 市は、県と連携し、市街地の被災状況を把握する。
- (2) 被災状況を踏まえ、建築基準法第84条の区域の案を作成し、発災後10日以内に県（建築指導課）に申出を行う。
- (3) 市は、発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大きな方向性を示した基本方針を策定する。

2 県における措置

- (1) 県は、市と連携し、市街地の被災状況を把握する。
- (2) 県は、都市計画関係各課で構成する「県復興都市計画連絡会」を組織し、市から申出のあった案について調整を行い、関係法令等に適合するものについては、発災後14日を目処に建築基準法第84条に基づく建築制限区域として指定し、市に通知する。
- (3) 県は、発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大きな方向性を示した基本方針を策定する。

3 指定基準

次の各号に該当する市街地について、必要と認めるときは、特定行政庁は、建築基準法第84条の区域（災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。更に一月を超えない範囲内において、期間を延長することができる。）を定める。

- (1) 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築物が滅失したこと。
- (2) 公共の用に供する施設の整備状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。
- (3) 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

第2 第二次建築制限

1 都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表

市及び県は、基本方針を踏まえた上で発災後2ヶ月以内に、都市復興の骨格部分の考え方を示した基本計画（骨子案）を策定する。県都市復興基本計画（骨子案）は、市都市復興基本計画（骨子案）に先立ち、策定と公表をする。

基本計画（骨子案）は、発災後2ヶ月で地域住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の手続き等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために策定する。

復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の

再生を防止するため、一定期間(災害の発生した日から最長2年以内の日まで)、建築行為等の制限が行われる。

2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定

建築基準法第84条の区域指定の後、市は、被災市街地復興特別措置法第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を都市計画に定める。

復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間(災害の発生した日から最長2年以内の日まで)、建築行為等の制限が行われる。

第3 復興都市計画事業の都市計画決定

1 都市復興基本計画の策定と公表

市及び県は、復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画(都市復興マスタープラン)を策定・公表する。

市は、都市復興基本計画(骨子案)の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。

策定に当たっては、復興に関する市町村基本方針、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、総合計画等を踏まえるものとする。

2 復興都市計画事業の都市計画決定

市は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定に当たっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか(被災後6ヶ月を目途)に行うこととする。

第4節 広報・相談対応の実施

復興に係る行政の方針や具体的な施策に係る情報のほか、被災地域の生活関連情報等(医療・福祉、罹災証明書等の取得、ゴミ・がれきの処分、応急的な住宅の確保、住宅の補修・再建、雇用、各種給付金や義援金支給、税の減免、心のケア等)、輻輳する各種の情報を整理し、迅速かつ的確に提供するとともに、高齢者・障害者・外国人等への広報や被災地外等への避難者にも情報提供を行う。

また、被災者からの様々な生活上の不安や問題などの相談に応じるため、臨時相談窓口や総合支援窓口(ワンストップセンター)の設置、説明会等を実施するものとする。

第5節 復興基金の設立

災害からの復興において、既存の復興施策を補完し、被災者の救済及び自立支援のため、また、被災地域の総合的な復興対策を長期的に、安定的、機動的に進めるために復興基金を設立する。その復興基金の財源としては、義援金などとする。

第4章 被災者の住まいと暮らしの再建

○ 基本方針

本格的な生活再建、復旧・復興まちづくりに取り組むには、まず、住宅の確保が不可欠であり、災害によっては住宅に被害を受け、居住を継続するためには応急的な修理を迅速に実施し、応急的な住宅から恒久的な住宅への移行を促進する。

また、応急的な住宅の供給計画に基づき応急仮設住宅を建設するが、応急仮設住宅の建設に時間を要する場合は、空き公営住宅の災害時の一時使用や民間アパート等の賃貸住宅を災害救助法の応急仮設住宅として借り上げ、緊急の住宅確保に努める。

暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

第1節 緊急の住宅確保

住宅を失い、又は損壊等により居住することができなくなった世帯のうち、住宅の建設、修理が困難なものに対する住宅の建設等を次により行うとともに、住宅相談を実施する。

第1 応急仮設住宅

第3編第2章「住宅応急対策」に定めるところによる。

第2 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。なお、被害が甚大で、市において建設が困難な場合においては、県が市に代わり災害公営住宅を建設するものとする。

第3 被災住宅等の復旧相談

被災した住宅・建築物の所有者に対して、補修・復旧方法等について技術的な助言をし、効率的かつ効果的な再建を支援する。

第4 住宅金融支援機構東海支店の住宅相談所の設置

住宅金融支援機構は、県と協議の上、必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に応ずるため、住宅相談所を設置し、復興に資する情報を提供する。

また、住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。

第2節 恒久住宅の供給・再建

住宅の修理や応急的な住宅から恒久的な住宅への移行を促進するためプログラムを作成し、推進する。自力での住宅の取得・再建などが困難な者に対する公営住宅の供給を検討するとともに、特定優良賃貸住宅や公社住宅、民間住宅の供給促進を図るものとする。

また、恒久的な住宅確保を支援するための資金面での支援や各種情報の提供や相談等を行うものとする。

第3節 雇用の維持・確保

第1 相談窓口の設置

県は、通院していた病院が倒壊等の被害に遭い、治療が受けられなくなった労災被災労働者、賃金が支払われない、又は解雇された労働者、事業活動の停止により賃金及び労働保険料が支払えない事業主などからの様々な相談に対し、必要に応じ「総合相談窓口」を開設する等により、迅速かつきめ細かな援助を行う。

第2 事業主への監督指導等

- (1) 危険物・有害物の漏えい等のおそれのある事業を行う事業主に対して、労働者の退避その他の応急措置、工場設備の運転の再開時における安全措置について監督指導等を実施し、被害の拡大を防止するように努める。
- (2) 応急・復旧工事等を行う事業主に対して、労働者の作業に伴う墜落や飛来落下物等による災害防止措置、粉塵などの有害環境による健康障害防止等の措置について監督指導等を実施し、安全衛生の確保に努める。
- (3) 労災病院への要請
被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院、労災保険の指定病院等に対し、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるように要請する。
- (4) 労災補償の給付
被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。
- (5) 職業あっせん
ア 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、県内の企業を始め他都道府県の企業に働きかけ、希望と能力に適合した就職先の確保に努める。
イ 被災者に対し、迅速かつ的確な職業相談・職業紹介等を行うため、必要に応じ相談窓口を設置する。
ウ 市は、必要に応じて被災者の職業のあっせんについて、公共職業安定所にあっせんを依頼する。
- (6) 雇用保険求職者給付における基本手当の支給
激甚災害に指定された地域の企業(雇用保険適用事業所)に就労する者で、災害を受け企業が休業するに至ったことにより、労働の意思及び能力を有するにも関わらず、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状況にある場合、失業しているものとみなして激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当(賃金日額の4.5割～8割に相当する額)の支給を行う。
- (7) 暴力団等における不正受給の防止
被災労働者に対する労災補償や雇用保険求職者給付における基本手当の支給等について、暴力団等による不正受給を防止するため県警察と連携して身分確認を徹底する。

第4節 被災者への経済的支援等

第1 租税等の徴収猶予及び減免

1 市税等の緩和措置

被災した納税義務者又は特別徴収義務者(以下、本章において「納税義務者等」という。)、被保険者等に対し、地方税法又は市条例に基づき、期限の延長、徴収猶予又は減免等の緩和措置を必要に応じて適切に講ずるものとする。

(1) 市税の納税等の緩和

ア 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告、市税の納付・納入ができないと認めるときは、次の方法により災害が収まった後2か月以内に限り、当該期限を延長する。

(ア) 広域に渡る災害の場合、市長が職権により適用する地域及び期限の延長日を指定

(イ) その外、災害が収まった後、速やかに納税義務者等による申請があったときは、市長が納期限を延長

イ 徴収猶予

災害により、財産が被災した納税義務者等が市税を一時的に納付できないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

ウ 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となるなど被災した場合は、滞納処分の執行及び滞納金の減免等適切な措置を講ずる。

エ 減免

被災した納税義務者等に対し、次の税目について次により減免を行う。

(ア) 市民税

被災した納税義務者等の状況により減免を行う(田原市市税条例別表第2)。

(イ) 固定資産税・都市計画税

被災した固定資産の状況により減免を行う(田原市市税条例別表第3)。

(ウ) 軽自動車税

被災した納税義務者等の状況により減免を行う(田原市市税条例別表第4)。

(エ) 特別土地保有税

被災した土地の状況により減免を行う(田原市市税条例別表第5)。

(オ) 国民健康保険税

被災した住宅又は家財の状況により減免を行う(田原市国民健康保険税条例別表第1～3)。

(2) 国民年金保険料の免除

災害により、被保険者又はその世帯員の財産が損害を受け、保険料を納付することが著しく困難な場合には、申請に基づき内容を審査の上、社会保険事務所長に進達する。

(3) 後期高齢者医療制度の減免

火災等災害による損害や特別な事情による収入の著しい減少等に該当する被保険者から減免申請を受け付け、愛知県後期高齢者医療広域連合長に送付する。

(4) 介護保険料の減免

災害その他特別な事情により生活が著しく困難になった世帯の被保険者に対し減免を行う(東三河広域連合介護保険条例)。

(5) 保育料の減免

災害その他やむを得ない理由により、扶養義務者の負担能力に変動が生じたときは、その変動の程度に応じて減免する(田原市特定教育・保育及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則)。

(6) 児童クラブ・放課後子ども教室利用料の減免

被災した住宅又は家財の状況により、利用料の減免を行う。

(7) 市営住宅の家賃の減免・徴収猶予

災害により、入居者又は同居者が著しい被害を受けたときは、家賃の減免・徴収猶予を行う(田原市市営住宅の設置及び管理に関する条例)。

(8) 廃棄物処理手数料の減免

災害その他特別の事情があると認めるときは、手数料を減免することができる(田原市廃棄物の処理及び再利用に関する条例)。

2 公共料金の免除等

(1) 郵便料金等

災害が発生した場合、災害の態様及び国民の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務の取扱い、及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

ア 郵便関係の免除等

(ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償配布

災害救助法適用地域の郵便局において、1被災世帯当たり、はがき5枚及び郵便書留1枚の範囲で無償交付する。

(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害救助法適用地域の郵便局において、被災者が差し出す手紙・はがき等の料金免除を実施する。

(ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

(エ) 利用の制限又は業務の停止

重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、災害の規模等に応じ、郵便物の利用制限又は郵便業務の一部を停止することがある。

イ 為替貯金関係

(ア) 被災者の救援を目的とした寄付金送金のための郵便振替の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する、被災者の救援を目的とした寄付金送金のための郵便振替(通常払込み及び通常振替)の料金免除を実施する。

(イ) 郵便貯金業務の非常取扱い

被災地の郵便局において、郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の為替貯金業務について、一定の金額の範囲内で非常払渡し及び非常貸付等を実施する。

ウ 簡易保険関係

被災地の郵便局において、簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払い、保険料の払込猶予期間の延伸等の非常取扱いを実施する。

(2) 受信料の免除

日本放送協会は、災害が発生した場合に、被災者の受信料を免除することができる。また、避難所等への受信機の貸与・設置をすることができる。

(3) 電話料金の免除

西日本電信電話株式会社、NTT ドコモは、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することができる。料金等の減免を行ったときは、サービス取扱所に掲示するなどにより周知する。

第2 災害弔慰金の支給等

地震等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金を支給するほか、住宅等に被害を受けた者に対して住宅の建設又は補修等の整備に必要な資金(災害援護資金)を貸し付け、また、被災した市民に災害見舞金を支給する。

【田原市災害弔慰金の支給等に関する条例・田原市災害見舞金等の支給に関する条例】

1 災害弔慰金

市民が自然災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、生計維持者の死亡の場合は500万円以内、その他の者の死亡の場合は250万円以内の災害弔慰金を支給する。

【費用負担割合：国2/4、県1/4、市1/4】

2 災害障害見舞金

市民が自然災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に、次の表に掲げる程度の障害があるときは、その当時においてその属する世帯の生計維持者に対して250万円、その他の者は125万円の災害障害見舞金を支給する。

【費用負担割合：国2/4、県1/4、市1/4】

障害の程度	1	両眼が失明したもの
	2	咀嚼及び言語の機能を廃したもの
	3	神経系統の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
	4	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
	5	両上肢をひじ関節以上で失ったもの
	6	両上肢の用を全廃したもの
	7	両下肢をひざ関節以上で失ったもの
	8	両下肢の用を全廃したもの
	9	精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が全各号の同程度以上と認められるもの

3 災害援護資金

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。【費用負担割合：国2/3、県1/3】

貸付対象	自然災害により、家屋等の被害を受けた世帯で、世帯の前年の所得が次の額に満たないものの世帯主(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合は前年の所得)	
	1人世帯	220万円
貸付金額	2人世帯	430万円
	3人世帯	620万円
	4人世帯	730万円
	5人以上は、1人増えるごとに730万円に30万円を加算した額。	
	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。	
貸付金額	貸付区分及び貸付限度額	
	1 世帯主のおおむね1月以上の負傷	150万円
	2 家財等の損害	
	ア 家財のおおむね1/3以上の損害	150万円
	イ 住居の半減	170万円

	ウ	住居の全壊	250万円
	エ	住居全体の滅失又は流失	350万円
	3	世帯主のおおむね1月以上の負傷、かつ、家財等に損害がある場合	
	ア	家財のおおむね2/3以上の損害	250万円
	イ	住居の半壊	270万円
	ウ	住居の全壊	350万円
	4	次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災住宅の建て直しに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	
	ア	2のイの場合	250万円
	イ	2のウの場合	350万円
	ウ	3のイの場合	350万円
貸付条件	1	据置期間	3年
	2	償還期間	据置期間経過後7年
	3	貸付利率	年3%(据置期間中は無利子)
	4	保証人	要保証人
	5	償還方法	原則として元利均等年賦償還又は半年賦償還
	6	違約金	延滞元利金額の年10.75%

4 災害見舞金

市は、市民が被災した場合、地震等自然災害及び火災による被害の状況に応じ、世帯主に対して災害見舞金を支給する。ただし、田原市災害弔慰金の支給等に関する条例による災害弔慰金又は災害障害見舞金を支給した場合は、災害見舞金の全部又は一部を支給しないことができる。

被害の程度	1	世帯構成員の死亡又は死亡と推定	20万円/人
	2	世帯構成員が1月以上の入院加療の負傷	5万円/人
	3	世帯構成員が1週間以上1月未満の入院加療の負傷	3万円/人
	4	住居又は家財の全焼、全壊又は流失	10万円/人
	5	住居又は家財の半焼、半壊	5万円/人
	6	住居の床上浸水	3万円/人

5 田原市被災者生活再建支援金

市は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、被災者生活再建支援金を支給する。

【費用負担割合：県1/2、市1/2】

(単位:万円)

区分	基礎支援金		加算支援金		合計
	住宅の被害の程度	支給額	住宅の再建方法	支給額	
複数世帯	全壊	100	建設又は購入	200	300
	半壊解体・敷地被害解体		補修	100	200
	長期避難		賃借	50	150
	大規模半壊	50	建設又は購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
単数世帯	全壊	75	建設又は購入	150	225
	半壊解体・敷地被害解体		補修	75	150
	長期避難		賃借	37.5	112.5
	大規模半壊	37.5	建設又は購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75

6 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付

市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

第3 県（総務局、福祉局、防災安全局、会計局、各種免許・手数料等所管局）

(1) 被災者生活再建支援金の支給

ア 県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤

に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人（公益財団法人道府県センター）に委託している。

イ 県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、市が当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する事業に対し、県費補助金を交付する。

(2) 県税の減免等

県は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免等を行う。

(3) 被災者の権利・利益の保全

特定非常災害の被災者の権利利益の保全を図るための特別措置に関する法律に基づき、特定非常災害に指定された災害時には、政令で定める各種免許証の有効期限の延長等の措置が講じられる。このような場合、県は、手数料等の減免等について、県独自の特例措置を検討するとともに、国の特例措置や県独自の特例措置について広報する。

(4) 義援金の受付、配分

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、県、日本赤十字社愛知県支部等義援金収集团体等で構成する義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画を立て、市に寄託して配分する。

(5) 災害見舞金の支給

自然災害により死亡（行方不明を含む。）又は重症を負った場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を贈る。

第4 被災者生活再建支援法

自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けたもので、経済的理由等によって生活再建が困難なものに対して、県から事務委託された被災者生活再建支援基金が、県により拠出された基金を活用して「被災者生活再建支援金」を支給することにより、生活再建を支援し、市民生活の安定と被災地の速やかな復興を目的とする。【費用負担割合：国 1/2、県 1/2】

実施主体	県（但し、被害認定や支給申請の受付等の事務は、市で行う。）
対象災害	1 市内の 80 世帯以上の住家滅失、又は県内が 2,500 世帯以上で市内が 40 世帯以上の住家滅失した自然災害 2 市内の 10 世帯以上の住宅が全壊した自然災害 3 県内の 100 世帯以上の住宅が全壊した自然災害 4 県内の他の市町村で上記 1 又は 2 の被害が発生した場合で、市内の 5 世帯以上が全壊した自然災害 など
支給要件	居住する住宅が全壊・大規模半壊した世帯

支給金額	(1) 世帯構成員が複数の場合 (単位:万円)				
	区 分	住宅再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
	全壊世帯	建設・購入	100	200	300
		補修	100	100	200
		賃借	100	50	150
	大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250
		補修	50	100	150
		賃借	50	50	100
	(2) 世帯構成員が単数の場合 (単位:万円)				
	区 分	住宅再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
	全壊世帯	建設・購入	75	150	225
		補修	75	75	150
		賃借	75	37.5	112.5
	大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
		補修	37.5	75	112.5
		賃借	37.5	37.5	75
適用手続	市長（※福祉班）は、自然災害に係る次の事項を県（福祉部）に速やかに報告する。 1 法の対象となる自然災害が発生した日時及び場所 2 災害の原因又は概況 3 住宅に被害を受けた世帯の状況（全壊、大規模半壊、半壊及び床上浸水の被害を受けた住宅の世帯数等） 4 その他必要な事項				

第5 各種資金の貸付

1 災害を受けたことにより臨時に必要な経費の貸付

実施主体	県社会福祉協議会（窓口：田原市社会福祉協議会）
資 格	低所得世帯（生活保護基準額のおおむね1.7倍以内）のうち、他から融資を受けることが困難な者で、この資金の貸付を受けることによって、災害による困窮から自立更正できる世帯。ただし、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付けを行わない。
貸付金額	1世帯 150万円以内（住宅資金との重複貸付可：貸付可能額400万円）
貸付条件	1 据置期間 6か月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 連帯保証人有なら無利子、無なら年1.5% 4 保 証 人 連帯保証人は原則必要 生活福祉資金の借受人又は借受申込人は不可 5 償還方法 月賦 6 申込方法 原則、市が発行する罹災証明を添付して、田原市社会福祉協議会に申し込む。

2 緊急小口資金

実施主体	県社会福祉協議会（窓口：田原市社会福祉協議会）
資 格	1 緊急的に資金を必要とし、その資金を他から借受けることが困難 2 貸付を受けた資金の償還が確実 3 市内におおむね3月以上引き続き住所を有すること。 4 世帯主又は主としてその者の収入により生計が維持
貸付金額	1世帯 10万円以内
貸付条件	1 据置期間 貸付日から2月以内 2 償還期間 据置期間経過後12月以内 3 貸付利率 無利子 4 保 証 人 不要

3 住宅の増改築、補修等に必要な経費の貸付

実施主体	県社会福祉協議会（窓口：田原市社会福祉協議会）
資 格	低所得世帯（生活保護基準額のおおむね1.7倍以内）のうち、他から融資を受けることが困難な者で、この資金の貸付を受けることによって、災害による困窮から自立更正できる世帯。ただし、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付けを行わない。
貸付金額	1世帯 250万円以内（生活福祉資金との重複貸付可：貸付可能額400万円）
貸付条件	1 据置期間 6か月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 連帯保証人有なら無利子、無なら年1.5%

4	保 証 人	連帯保証人は原則必要 生活福祉資金の借受人又は借受申込人は不可
5	償還方法	月賦
6	申込方法	原則、市が発行する罹災証明を添付して、田原市社会福祉協議会に申し込む。
7	そ の 他	本来の目的が、住宅の増改築、補修等に必要な経費の貸付であるため、対象となるか事前に確認が必要

第6 借地借家の特例の適用申請

災害により、被害を受けた地域において、借地、借家の権利関係について様々な問題が起これば住宅復興を阻害するおそれがあるときは、市長は「罹災都市借地借家臨時処理法」の適用手続きを取る。この法律は、借地・借家をめぐる諸問題について臨時の処置を定めて関係者の権利調整を図り、混乱の発生を未然に防止しようとするもので、被災者がそれまで住んでいた場所にできる限り住み続けられるよう保護することを目的とする。

第7 義援金品の配分計画（総務部）

市、県及び日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金品の募集の是非を検討し決定する。

1 義援金配分委員会（県）

被災市町村間の公平性を確保し、被害状況に応じた配分計画を立て、義援金品の募集や配分を迅速、かつ適正に行うため、県災害対策本部に義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(1) 委員会の所掌業務

委員会は、被災者への義援金品の配分計画の策定、義援金品の受付、配分に係る広報活動その他必要な事項について審議し、決定する。

(2) 委員会の構成

委員会は、市、県、日本赤十字社、その他の関係機関の代表者により構成する。

2 義援金品の受付・募集

義援金品の受付・募集は、市、県、日本赤十字社愛知県支部が行う。

また、義援品は、被害の状況等を考慮し、受入れ希望するものと希望しないもののリストを作成し、義援品の送り先を明示して広報する。

(1) 口座の開設

市は、義援金を受付、委員会に送金するまでの間、災害対策本部会計管理者名義の普通預金口座を開設し、保管する。

(2) 受付の方法

義援金品に関する受付窓口を設け、直接受付ける。なお、義援金は、受付窓口で直接受付ける外、上記の口座への振込みも受付ける。

(3) 義援金品の受領書の発行

市は、義援金品の寄託者に対して受領書を発行する。ただし、前号の口座への振込みによる場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

(4) 委員会への報告、送金

義援金の受付状況は、委員会に報告するとともに、その義援金を委員会に送金する。

(5) 使途の特定した義援金の取扱い

市宛の見舞金等使途を特定した義援金は、寄託者の意思を尊重し、市が独自で配分でき

るよう委員会と協議する。

3 義援金品の保管及び配分

ア 義援金の保管

市は、委員会から送金された義援金を保管するため、普通預金口座を前記の2の受付口座とは別に設け、払出しまで預金保管を行う。

イ 義援金の配分

市は、委員会から送金された義援金を、委員会の配分計画に基づき被災者に配分する。

ウ 義援品の保管・配分

市は、直接受領した義援品及び県から送付された義援品は、委員会の配分計画に基づき被災者に配分する。

エ 委員会への報告

市は、義援金の配分状況を委員会に報告する。

第5節 公的サービスの回復

第1 災害復旧時の教育態勢

ア 学校長は、教職員を掌握するとともに校舎の整備を行い、児童・生徒に対しては、被災状況を調査し、市教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与の協力態勢に努める。

イ 市教育委員会は、被災学校毎に担当者を定め、情報及び指導の伝達について万全を期す。

ウ 前号の場合、連絡網の確立を図り、指示事項の徹底を期す。

エ 応急教育計画に基づき、学校への収容可能の児童・生徒は学校において指導する。その際、登下校の安全の確保に万全を期すよう留意し、指導内容は主に健康・安全教育及び生活指導・相談に重点を置く。

オ 避難した児童・生徒は、教職員の分担を定め、地域毎の実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、上記に準じた指導を行う。

カ 学校を避難所に提供するなど、長期間、学校が使用不可能な場合には、市教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期す。

キ 学校長は、災害の推移を把握し、市教育委員会と緊密な連携の上、早期に平常授業に戻るよう努め、その時期について速やかに保護者に報告する。

第2 災害復旧時の保育態勢

ア 保育園長は、職員を掌握するとともに、園児の被災状況を調査し、こども健康部長に連絡し、保育態勢の整備に努める。

イ 施設の安全性が確保され、かつ機能が維持されている場合に限り応急保育を実施する。

(ア) 通園可能な園児は、保育園において保育する。その際、登園の安全の確保に留意する。

(イ) 保護者の病気、怪我、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない理由により、緊急一時的に家庭保育が困難となる場合や保護者が震災救助のボランティアとして参加する場合、その子を保育する。

(ウ) 災害遺児の一時的な受入れは、原則、未就学児とし、適切な施設へ早急に入所できるよう児童相談所等関係機関と連携する。

ウ 園舎が使用できないときは、こども健康部長と協議し、他の施設を確保し、早急に保

育を再開する。

エ 園長は、災害の推移を把握し平常保育に戻るよう努力し、その時期を保護者に連絡する。

第6節 暴力団等への対策

第1 県警察における措置

(1) 暴力団等の動向把握の徹底

ア 暴力団等の動向把握

被災地の復旧・復興事業に係る利権をめぐり、暴力団等犯罪組織の間で縄張り争いが生じ、対立抗争事件に発展することが懸念されるため、暴力団等の動向把握に努める。

イ 国際犯罪組織の動向把握

被災地の混乱に乗じた不良来日外国人による組織的な窃盗や外国人被災者の生活苦に乗じたヤミ緊急事犯等の発生が懸念されるため、国際犯罪組織の動向把握に努める。

(2) 暴力団関係企業等の復旧・復興事業参入・介入実態の把握

暴力団は、関係企業や共生者を利用して復旧・復興事業に参入・介入することが予測されることから、実態解明を徹底するとともに、参入・介入に関する動向を把握した場合は、関係行政機関、被災地方公共団体、各種団体等に対して注意喚起を行う。

(3) 暴力団排除活動の徹底

ア 暴排条項の導入

暴力団等による被災地の復旧・復興事業への参入・介入を防止するため、復旧・復興事業に係る契約書類等に暴力団排除の条項を盛り込むよう官民に働きかけ、暴力団、暴力団関係企業及び共生者の排除を徹底する。

イ 各種法令の活用

復旧・復興事業への参入・介入の他に、被災地の混乱に乗じた暴力団による資金獲得活動に対しては、警報、暴力団対策法、愛知県暴力団排除条例等を効果的に活用、運用して、検挙の徹底を図るとともに、官民が連携して暴力団排除活動の徹底に努める。

ウ 積極的な広報活動

被災地において復旧・復興事業等に関わる暴力団等が敢行した犯罪については積極的に広報するとともに、事件検挙等の機会を捉えて、震災に便乗する暴力団や暴力団関係企業等の悪質性及び実態を知らしめる効果的な広報を実施する。

エ 相談活動

警察本部、警察署において、暴力団等の復旧・復興事業への参入・介入の情報受理や不当要求に関する相談等の受理と的確な対応を行う。

(4) 外国人被災者への広報活動

外国人被災者の不安を解消し、情報不足による混乱を防止するとともに、暴力団等からの不当な要求を防止するために、それぞれの使用言語で必要な情報を得られるよう、関係機関と連携し積極的な広報を行う。

第2 市及び県における措置

(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項

を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。

(2) 公の施設からの暴力団排除

被災者支援策として市及び県が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第5章 安全な地域づくり

○ 基本方針

各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。

公共施設等の復旧に当たっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施するものとする。

大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続、指定を受けた場合の手続等について定めるものとする。

第1節 公共土木施設等の復旧復興計画

第1 公共土木施設等

- ア 河川災害復旧事業
- イ 海岸災害復旧事業
- ウ 砂防設備災害復旧事業
- エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- オ 地すべり防止施設災害復旧事業
- カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- キ 道路災害復旧事業
- ク 港湾災害復旧事業
- ケ 漁港災害復旧事業
- コ 下水道災害復旧事業
- サ 公園災害復旧事業
- シ 農林水産業施設災害復旧事業
- ス 都市災害復旧事業
- セ 水道災害復旧事業
- ソ 住宅災害復旧事業
- タ 社会福祉施設災害復旧事業
- チ 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- ツ 学校教育施設災害復旧事業
- テ 社会教育施設災害復旧事業
- ト その他の災害復旧事業

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚法に基づき援助される事業は次のとおりである。

- (1) 法律

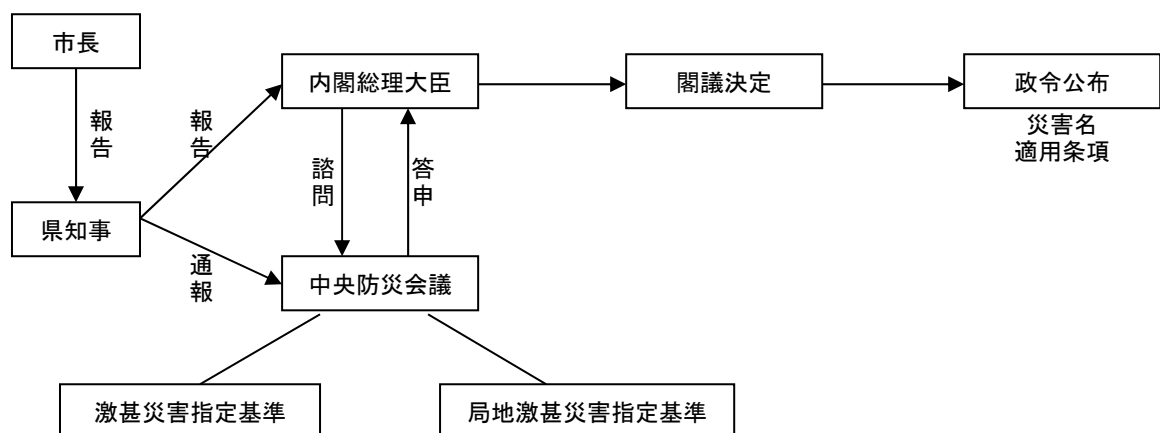
- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
 - イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
 - ウ 公営住宅法
 - エ 土地区画整理法
 - オ 海岸法
 - カ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
 - キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - ク 予防接種法
 - ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
 - コ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- (2) 要綱等
- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は4/5を国庫補助する。
 - イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は1/2を国庫補助する。
 - ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。

第2節 激甚災害の指定

著しく激甚である災害が発生した場合の地方公共団体の経費負担の適正化、罹災者の災害復興の意欲を高めることを目的にした激甚法が制定されている。

第1 激甚災害の指定手続

大規模な災害が発生した場合、市長は速やかにその被害状況、措置の概要を県知事に報告し、県知事は内閣総理大臣に報告する。この報告に基づき、内閣総理大臣は、中央防災会議の意見を聞いて激甚災害の指定の可否を判断する。この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申する際、激甚災害指定基準、又は局地激甚災害指定基準に基づき激甚災害の指定の可否を付して答申する。



第2 激甚災害に関する被害状況等の報告

市長は、市内に災害が発生した場合は、法第53条第1項に基づき、速やかに被害状況等を

県知事に報告する。

被害状況等の報告は、災害が発生したときから応急措置が完了するまでの間、次の事項について行う。

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の程度(法施行規則別表第1に定める事項)
- オ 災害に対してとられた措置
- カ その他必用な事項

第3 激甚災害指定基準

激甚災害指定基準とは、昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等を行う必要がある事業の種類別に次のように定めている。

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
激甚法第3条、4条(公共土木施設災害復旧事業等に対する特別の財政援助)	次のいずれかに該当する災害 《A基準》 事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×05/100 《B基準》 事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×02/100 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 都道府県負担事業の事業費査定見込額>都道府県の当該年度の標準税収入総額×25/100 2 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額>当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×5/100
激甚法第5条(農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)	省略
激甚法第6条(農林水産業協同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	省略
激甚法第8条(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例)	省略
激甚法第11条の2(森林災害復旧事業に対する補助)	省略
激甚法第12条、13条、15条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)	次のいずれかに該当する災害 《A基準》 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額(第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率の推計。以下同じ)×02/100 《B基準》 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×006/100 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×2/100 ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講じられることがある。
激甚法第16条(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、17条(私立学校施設災害復旧事業の補助等)、19条(市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例)	激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。
激甚法第22条(罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)	次のいずれかに該当する災害 《A基準》 減失住宅戸数>被災地全域で4,000戸以上

	《B基準》 次の1、2のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例措置が講じられることがある。 1 滅失住宅戸数＞被災地全域で2,000戸以上、かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で200戸以上 (2) 一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上 2 滅失住宅戸数＞被災地全域で1,200戸以上、かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で400戸以上 (2) 一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上 ただし、火災の場合の被災地域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例措置が講じられることがある。
激甚法第24条(公共土木施設、農地及び農業用施設等の小災害に係る地方債の元利補給等)	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等の小災害に係る措置については、激甚法第5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮

第4 激甚災害に係る財政援助措置の一覧

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
公共土木施設災害復旧事業、公共土木施設災害関連事業、公立学校施設災害復旧事業、公営住宅災害復旧事業、生活保護施設災害復旧事業、児童福祉施設災害復旧事業、老人福祉施設災害復旧事業、身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業、障害者支援施設等災害復旧事業、婦人保護施設災害復旧事業、感染症指定医療機関災害復旧事業、感染症予防事業、堆積土砂排除事業(公共的施設区域内・外)、湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置、農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例、開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例、森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助、土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助、共同利用小型漁船の建造費の補助、森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例、小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例、事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助、私立学校施設災害復旧事業に対する補助、市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例、母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例、水防資材費の補助の特例、罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例、小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等、雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第5 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害規模で捉え、その被害の程度の大きい災害について、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議で次のように基準を定めている。

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
(公共施設災害関係) 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災	1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、左記の市町村が当該災害により、その費用を負担するもの

害復旧事業等(激甚法第3条第1項第1号から第14号の事業)の査定事業費の額>当該市町村の当該年度の標準税収入×0.5に該当する市町村(当該査定事業費1,000万円未満は除外)が1以上ある災害 ただし、当該市町村毎の査定事業費の額の合計額がおおむね1億円未満を除く。	及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものは、激甚法第2章の措置 2 左記の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害復旧事業費に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項、第4項の措置
(農地、農業用施設等災害関係)	省略
(林業災害関係)	省略
(中小企業施設災害関係) 当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×10/100に該当する市町村(当該被害額1,000万円未満は除外)が1以上ある災害 ただし、その当該市町村毎の査定事業費の額の合計額がおおむね5,000万円未満を除く。	左記の市町村の区域内で、中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条、第13条及び第15条の措置

第6 特別財政援助額の交付手続

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、県関係局へ提出しなければならない。

第6章 産業・経済の復興

○ 基本方針

被災した中小企業は、できる限り早期に工場等施設の再建を図り、生産・営業活動を再開することが重要である。このため、再建資金の確保が困難な事業主に対し、各種金融支援制度を活用し、また事業の場の確保・あつ旋を図り、事業活動が継続できるよう措置を実施する。

被災農漁業の再建は、再建・再開資金の調達の円滑化を目的とする再建資金の貸付や被災した農地・魚場の生産基盤を回復又は再整備を目的とする農漁業基盤の整備を実施する。

観光地として位置付けの高い地域では、災害による観光客の減少は、地域経済に大きなダメージを与えるため、風評被害を最小限に留めるとともに、必要に応じて観光客を呼び戻すための観光施設の整備や誘致活動を行う。

第1節 各種融資制度・相談体制

第1 各種融資制度の周知

ア 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

イ 激甚災害特別貸付金

被災労働者に対し、労働金庫手持資金を、労働金庫各店を通じて貸付ける。

第2 商工業の再建支援

1 県（経済産業局、観光コンベンション局）

- (1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置
県は、県及び株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社商工組合中央金庫等が実施する融資制度など被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報を取りまとめ、市町村、商工団体及び金融機関に速やかに提供するとともに、広く被災者に広報する。

また、商工団体等が設置する相談窓口を補完するため必要に応じて、総合的な相談窓口を設置する。

- (2) 金融支援等

県は、被災した中小企業に対する資金対策として、経済環境適応資金災害対応資金【短期】、経済環境適応資金災害対応資金【長期】、経済環境適応資金災害対応資金【大規模災害】等により、事業資金の融資を行う。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害復旧高度化事業の貸付に係る窓口業務を行う。

- (3) 仮設工場・店舗等の確保策の検討

県は、被災した事業所が、修理・建替え等を行う間に一時的に使用する仮設工場・店舗等の貸与又は建設に対する支援措置を検討する。

- (4) 観光振興

県は、必要に応じて、被災した観光資源の復旧支援策を検討するとともに、観光客誘致のためのイベント等を実施する。

2 市（商工観光部）

(1) 支援情報の提供及び相談窓口

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

第3 農漁業の再建支援

1 資金の融資・貸付

災害により被害を受けた農漁業者又は農漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため天災による被害農漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び株式会社日本政策金融公庫法により融資する。

ア 天災資金

暴風雨、豪雨等の天災によって損失を受けた農漁業者等に農漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。激甚災害の場合は、貸付限度額償還年限につき有利な条件で融資する。

■天災融資制度(関係分)の概要

区分		融資限度額	①又は②の内どちらか低い額		
			①損失額の%	② 万円	
				個人	法人
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者		55〔80〕	500〔600〕	2,500
	一般農業者		45〔60〕	200〔250〕	2,000
漁業者	漁具購入資金	80		5,000	5,000
	漁船建造・取得資金	80		500〔600〕	2,500
	水産動植物養殖資金	50〔60〕		500〔600〕	2,500
	一般漁業者	50〔60〕		200〔250〕	2,000
被害組合		80		単協 2,500〔5,000〕	
				連合会 5,000〔7,500〕	

※表内の数値は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による数値で、〔 〕は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律による数値である。

イ 株式会社日本政策金融公庫による資金の貸付

農林漁業者及びその組織する団体が、災害や社会的・経済的な環境の変化などで売上が減少し、資金繰りに支障を来している場合に、資材費、労務費など長期運転資金を融資する。

■株式会社日本政策金融公庫による農林漁業セーフティネット資金の概要

事業名	助成対象	要件	実施主体
農林漁業セーフティネット資金	〔農業〕 償還期限：10年以内(うち据置期間3年以内) 融資限度額：一般300万円、簿記記帳を実施しており特に必要と認められる場合は、年間経営費等の3/12以内 金利：変動	・認定農業者(農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた個人・法人) ・認定就農者(就農計画を作成して都道府県知事の認定を受けた個人・法人) ・その他 個人：農業所得が総所得の過半を占める、又は農業粗収益が200万円以上の者 法人：農業売上高が総売上高の過半を占める、又は農業売上高が1,000万円以上の法人	(株)日本政策金融公庫
	〔林業〕 省略	省略	

	漁業 償還期限：10年以内(うち据置期間3年以内) 融資限度額：一般300万円、簿記記帳を実施しており特に必要と認められる場合は、年間経営費等の3/12以内 金利：変動	・漁業経営改善計画の認定を受けている場合 ・漁業経営改善計画の認定を受けていない場合 個人：漁業所得が総所得の過半を占める、又は漁業粗収益が200万円以上の者 法人：漁業売上高が総売上高の過半を占める、又は漁業売上高が1,000万円以上の法人	
--	--	--	--

2 農林漁業基盤等の再建

農林漁業施設の被害は、就業者の経済的安定に影響を与えるとともに、地域社会への経済的影響も大きく、復旧・再建には多額の費用を要することから、就業者への経済的負担も非常に大きくなるため、災害復旧事業等により、農林漁業用施設等の復旧、復興施策を講ずる。

■農林漁業施設災害復旧事業の概要

事業名		助成対象等	要件	根拠法令等	実施主体
公共土木施設災害復旧事業		対象 ：林地荒廃防止施設、海岸砂防施設、港湾、漁港	・暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害により、被災した施設復旧を実施する場合 ・災害を受けた農地等を原形に復旧することを目的とし1か所の工事費が40万円以上のもの	負担法 暫定法 激甚法	都道府県
農林漁業施設災害復旧事業	農地・農業用施設復旧事業	対象 ：林地荒廃防止施設 農地5/10(8/10～9/10)、農業用施設(灌漑排水施設、農業用道路、農地・農作物の災害防止施設) 補助率 ：65/100(激甚法適用時：9/10～10/10)			
	林地荒廃防止施設復旧事業	対象 ：林地荒廃防止施設 補助率 ：65/100 林道：50/100～65/100(激甚法適用時：75/100～90/100)			
	漁業用施設復旧事業	対象 ：沿岸魚場整備開発施設、漁港施設 補助率 ：65/100～100/100(激甚法適用時：9/10～9/10)			
	共同利用施設復旧事業	対象 ：農業協同組合等が所有する倉庫、加工施設等の共同利用施設 補助率 ：2/10			
共同利用小型漁船建造		対象 ：当該漁業協同組合 補助率 ：国1/3、県1/3	・被害小型漁船が100隻以上、かつ被害小型船あるいは漁業協同組合が1割を超える都道府県において、被害小型漁船の隻数が10隻を超え又は組合員所有の漁業用に供していた小型漁船の総隻数のうち、2割を超える隻数が被害を受けた漁協	激甚法	都道府県 市町村、 森林組
森林災害復旧事業		対象 ：農林水産大臣が告示する市町村 ・激甚災害による森林被	事業内容 ・被害木等の伐採及び搬出(災害発生年度を含む4か		

		害額が1,500万円以上で、かつ要復旧面積が90ha以上の市町村(激甚災害が暴風雨による場合/森林被害額が4,500万円以上で、かつ要復旧面積が40ha以上の市町村) 補助率: (国 1/2 + 県 1/6) × 2/3	年年度以内) ・跡地造林(災害発生年度を含む5か年年度以内) ・倒伏した造林木の引起こし(災害発生年度を含む2か年年度以内) ・作業路の開設(上記の事業に必要な期間)		合、生産森林組合、森林組合連合会、任意団体、森林整備法人等
--	--	---	--	--	-------------------------------

■農業施設災害関連事業の概要

事業名	助成対象等	要件	根拠法令等	実施主体
農業用施設災害関連事業	災害復旧事業と併せて行う被災原因に係る残存施設等の補強 補助率: 1/2	工事費200万円以上、かつ復旧工事費以内、他の改良計画がなく、効果大のもの	暫定法関連 予算補助、 激甚法	都道府県市町村 土地改良区等
ため池災害関連特別対策事業	激甚な災害を受け、災害復旧事業のみでは十分な効果が期待できない場合において、被災ため池、又は一連の地域内及び上流の土砂災害に関連して緊急に対策が必要なため池について災害復旧事業と併せて行うため池の整備 補助率: 1/2 激甚災害の嵩上げあり	工事費が1,500万円以上、復旧工事費以内、他の改良計画がなく、効果大であって、総貯水量が1,000m ³ 以上、かつ堤体の漏水・変形、余水吐の破損、断面不足、取水施設の脆弱化等が進んでいるもの		都道府県市町村
農地災害関連区画整理事業	災害復旧事業と併せて行う隣接農地を含めた一体的な企画整理 補助率: 1/2 激甚災害の嵩上げあり	再度、災害防止のために行うものであって、受益戸数2戸以上、工事費400万円以上、復旧事業の被災面積・復旧工事費以内、他の改良計画がなく、事業効果大のもの		都道府県市町村 土地改良区等
漁港施設災害関連事業	負担法により災害復旧事業として採択した箇所、又はこれを含めた一連の施設の再度災害を防止するもので、かつ構造物の強化等を図るため、これと併せて施行する工事であって、その効果が大きいものに助成 激甚災害の嵩上げあり	原則、他の改良計画のない箇所であること。一箇所の工事費用が都道府県営工事800万円以上、市町村営工事600万円以上のもの。最高額は、原則災害復旧工事費の決定額までとする。	負担法関連 予算補助、 激甚法	都道府県市町村
災害関連農村生活環境施設復旧事業	農地等の災害と同一の災害により被災した農村生活環境施設の災害復旧 補助率: 1/2	一箇所の工事費が200万円以上、かつ受益戸数2戸以上であって、維持工事、維持管理不良、設計・施工不良、他の事業の施工中に生じたものではないもの。公共事業により造成したものに限る。	暫定法関連 予算補助、 激甚法	市町村 土地改良区等

第4 観光業の再建

被災地域の主たる産業が観光業である場合は、早期における観光基盤の復旧を図るとともに、観光事業者の早期営業再開の支援をし、併せてマスメディアを活用した観光PRやイベント等による観光客誘致を行い、観光客数の回復と同時に、観光振興を推進し、その再建を行うものとする。